WD 管理徹底のお願い【微細構造観察装置】

微細構造観察装置について、図 1 に示す反射電子検出器へ物体が干渉した形跡が見られました。今回、反射電子検出器の故障は見られませんでしたが、故障した場合、高額な修繕費用が必要となります。また、最悪の場合、装置を利用できなくなる可能性もございます。

微細構造観察装置をご利用頂く際は、図2に示す WD を必ず8mm以上確保し、 装置内部と試料の干渉が無いようご注意ください。WD を8mm以上確保する旨は、 手順書にも記載しておりますのでご確認下さい。



図1 反射電子検出器

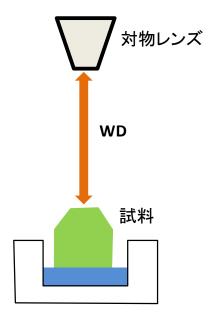


図2 WD について

もし、装置内部と試料の干渉があった場合、速やかに装置管理担当者へご連絡下さい。 担当者: 東(4654)/植木(4407)/菅野(4333)/桑原(4524)